○法務省告示第七十七号

少年院種類表（平成二十七年法務省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
少年院種類表	少年院種類表
少年院 / 種類	少年院 / 種類
［略］	［同上］
盛岡少年院 / 第一種　第二種　第五種	盛岡少年院 / 第一種　第五種
［略］	［同上］
［項を削る。］	豊ケ岡学園 / 第一種　第五種
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○財務省・農林水産省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
八　法別表第一第八号の下欄のレの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。 漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金 1～4　（略） 5　漁業を営む法人の株式若しくは持分の取得又は漁業を営む法人への出資に必要な資金	八　法別表第一第八号の下欄のレの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。 漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金 1～4　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第四十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月一日

文部科学大臣　阿部　俊子